

福井県中小企業産業大学校施設・設備利用料金表

(平成26年4月1日より適用)

《 施 設 》

区 分	金 額 (単位 円)				
	午 前 午前9時から正午迄	午 後 午後1時から午後5時迄	夜 間 午後6時から午後9時迄	全 日 午前9時から午後9時迄	1時間超過金額
大教室	9,460	13,530	9,460	32,450	3,520
特別研修会議室	4,730	6,490	4,730	15,950	1,760
特別教室	5,930	8,250	5,930	20,110	2,300
第一中教室	4,730	6,490	4,730	15,950	1,760
第二中教室	4,730	6,490	4,730	15,950	1,760
第一演習室	2,300	3,520	2,300	8,120	930
第二演習室	2,300	3,520	2,300	8,120	930
第一会議室	2,300	3,520	2,300	8,120	930
第二会議室	2,300	3,520	2,300	8,120	930
宿泊室A	甲	一室を2名で利用の場合1人一泊1,650 (左の場合で一室1名利用は2,470)			
	乙	1,150	1,760	1,150	4,060
宿泊室B	1人一泊につき3,730				
体育館(全面利用)	1,830	2,460	1,830	6,120	610
冷暖房の利用	冷暖房設備の利用を伴う場合(体育館を除く)は、施設利用料金の15%を加算する。 体育館の冷暖房設備を利用する場合は、一時間につき1,000円を加算する。				
体育館の照明	体育館の照明設備を利用する場合は、一時間につき100円を加算する。				
体育館の部分利用	体育館を占有しない場合の利用料金は、 1 利用面積が床面積の3分の1以下 上記表の利用料金の3分の1相当額。 2 利用面積が床面積の3分の1を超え2分の1以下 上記表の利用料金の2分の1相当額。				
スポーツ以外の利用	体育館をスポーツ以外の行事に利用する場合の利用料金は、上記表の利用料金の3倍に相当する額。ただし体育館を営利目的で、かつ、スポーツ以外の行事で利用するときは、上記表の利用料金の6倍に相当する額				
営利の研修等	営利目的の研修等で利用する場合は、上記表の利用料金の2倍に相当する額。				
準備等のための利用	1 施設を、準備または後始末として利用する場合は、利用料金の半額 2 施設を、主たる目的に付随して利用する場合は、利用料金の半額				
超過時間の端数	超過時間に1時間未満の端数時間があるときは、1時間として利用料金を計算する。 午前から午後に、または午後から夜間にまたがって施設を利用するときは、そのまたがる時間は、超過時間として扱わない。同じく午前から夜間まで連続してまたがって利用しても、同様に超過時間として取り扱わない。				
備 考	宿泊室Aの「甲」は、宿泊として利用する場合を指し、「乙」は宿泊以外の利用をいう。				

《 設 備 》

区 分	単 位	算出基礎	金額 (単位 円)
マルチメディアプロジェクター	一式	1日に付き	5,930
16ミリ映写機	一式	1日に付き	3,520
大型スライド映写機	一式	1日に付き	3,520
小型スライド映写機	一式	1日に付き	1,200
実物投影機	一式	1日に付き	1,760
ビデオテープレコーダー	1台	1日に付き	1,760
オーバーヘッドプロジェクター	一式	1日に付き	1,200
ビデオカメラ	1台	1日に付き	1,200
カセットテープレコーダー	1台	1日に付き	590
マイク	1本	1日に付き	350
マルチメディアプロジェクターの複数回利用時の料金	2回目以降の利用に関して、同一年度内は利用料金の半額とする。		
利用時間の端数	設備の利用時間が1日未満の場合は1日として利用料金を計算する。		

別表第2 福井県中小企業産業大学校実費料金表

区 分	備 考	料 金
研修・会議等の資料複写手数料	用紙の大小を問わず1枚につき	モノクロ 10円
		カラー 50円
ファクシミリ送信手数料	県内に送信	30円
〃	県外に送信	60円